

## 国立大学法人群馬大学教職員ハラスメントの防止等に関する規則

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成16.12. 1	平成17. 4. 1
	平成17. 6. 1	平成18. 4. 1
	平成18. 6. 1	平成19.12. 1
	平成20.12. 1	平成21. 7. 9
	平成23. 4. 1	平成24. 1. 1
	平成25. 4. 1	平成26. 4. 1
	平成28. 4. 1	平成29. 1. 1
	平成29. 5. 1	平成29.12. 1

### (趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の学生の修学上の適正な環境の確保、教職員の利益の保護及び教職員の能率の発揮を目的として、本学におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

【一部改正】(18. 4. 1)

### (定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ハラスメント」とは、本学の学内及び学外において、性的な言動、教育研究上又は業務上の支配従属関係に起因する言動、妊娠・出産等に関する言動、育児休業・介護休業等に関する言動その他不適切な言動で、他の者を不快にさせる言動をいう。
- (2) 「教職員」とは、常勤・非常勤を問わず、本学に在職する全ての教職員をいう。
- (3) 「学生」とは、学部学生、大学院学生、聴講生、研究生、児童・生徒などあらゆる形態で、本学において修学する者をいう。
- (4) 「ハラスメントの防止及び排除」とは、ハラスメントが行われることを未然に防ぐこと及びハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、その状態を解消することをいう。
- (5) 「ハラスメントに起因する問題」とは、ハラスメントのため教職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けることをいう。
- (6) 「学部等」とは、各学部、各研究科、理工学府、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、医学部附属病院、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、重粒子線医学推進機構、国際センター、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター、未来先端研究機構、各附属学校及び事務局をいう。
- (7) 「学部長等」とは、前号の各学部等の長をいう。

【一部改正】(16.12. 1/17. 4. 1/17. 6. 1/18. 4. 1/18. 6. 1/19.12. 1/20.12. 1/21. 7. 9/23. 4. 1/24. 1. 1/  
25. 4. 1/26. 4. 1/28. 4. 1/29. 1. 1/29. 5. 1/29.12. 1)

### (学長の責務)

第3条 学長は、ハラスメントの防止等に必要な措置を迅速かつ適切に講じるものとする。  
この場合において、ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力  
その他ハラスメントに対する教職員又は学生の対応に起因して、当該教職員又は学生が  
職場等において不利益を受けることがないよう配慮するものとする。

【一部改正】(18.4.1)

(学部長等の責務)

第4条 学部長等は、当該学部等のハラスメントの防止等の責任者として、その啓発と未  
然防止に努めるとともに、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」  
という。)が円滑に行われるよう配慮するものとする。

【一部改正】(18.4.1/26.4.1)

(監督者の責務)

第5条 教職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、良好な労働環境を  
確保するため、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止等に努めるもの  
とする。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、注意を喚起し、ハラスメ  
ントに関する認識を深めさせること。
- (2) ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処すること。

【一部改正】(18.4.1)

(教職員の責務)

第6条 教職員は、ハラスメントをしないように注意するほか、ハラスメントを排除する  
よう努めなければならない。

【一部改正】(18.4.1)

(ハラスメント防止対策)

第7条 ハラスメントの防止等を図るため、教職員及び学生に対し、次の各号に掲げる対  
策を講ずる。

- (1) ハラスメントの防止に関する研修
- (2) パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等による啓発活動等

【一部改正】(18.4.1/29.1.1)

(ハラスメント防止対策委員会)

第8条 本学に、ハラスメントの防止等を適切に実施するため、ハラスメント防止対策委  
員会を置く。

【一部改正】(18.4.1/29.1.1)

(ハラスメント相談員)

第9条 教職員及び学生からなされた苦情相談に対応するため、苦情相談を受ける教職員  
(以下「相談員」という。)を置く。

【一部改正】(18.4.1)

(相談員の責務)

第10条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

2 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(ハラスメント調査委員会)

第11条 ハラスメントに起因する問題が生じ調査の必要がある場合には、ハラスメント調査委員会を置く。

【一部改正】(18. 4. 1)

(不利益取扱いの禁止)

第12条 学長、学部長等、監督者その他の職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をした教職員及び学生に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

【一部改正】(18. 4. 1/26. 4. 1)

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月9日から施行し、平成21年6月24日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成29年12月1日から施行する。